

アメリカにおける金融制度改革の動き

山本 仁

はじめに

本稿は、今年一月から始まつた第一〇五議会で

るようになつた。

度改革という大きな流れの中で個々の法案・法律や規制緩和策の位置づけを明確にするために、立法過程や各機関の権限などの基礎的な事項にも触れるようにした。

具体的には、まず過去一年間の金融規制緩和の動きを概観したあと、議会における法案の立法化のプロセスを見る。次に、昨秋の証券関連法の改正、今年六月からの銀行に対する州際業務規制の撤廃を取り上げる。また、F R BとO C Cによる年末の大膽な規制緩和策については、銀行のみならず金融サービス業全体の問題として取り扱う

う。その際、各監督機関の権限・監督範囲、また監督機関同士のサヤ当てについても触れる。最後に今会期（今年一月から一一月）の金融制度改革法案審議を振り返り、審議停滞に対する「冷めた」見方を紹介、一方で仮に法案が通過したときのインパクトの大きさをいま一度想起して、本稿の締めくくりとしたい。

「包括的」という法案の性格そのものが利害の錯綜を招き、その調整を困難にしている。今年一月から始まった第一〇五議会でも法案の審議がされてきたが、一一月二二日に会期が終了、来年に持ち越しとなつた。

昨秋からの一年間を振り返ると、大枠での法整備が遅れる一方、個別の業界・業務に関しては重要な法律の制定・施行が行われた。例えば証券業に関する法改正が挙げられる。まだ銀行業については Riegle-Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act of 1994 の規定により、今年六月一日から銀行の州際業務 (inter-state banking) が全面解禁となる。

また、この間、連邦準備制度理事会 (F.R.B.) や通貨監督庁 (O.C.C.) などの監督機関による規則

改正も相次いだ。皮肉なことに、本来議会よりも狭く弱い権限しか持たない監督機関による規則改正のほうが、金融サービス業全体に大きなインパクトを与えていた印象を受ける。例えば今年四月のバンカーズ・トラストによるアレックス・ブラウンの買収は、従来では考えられなかつた銀行・証券の組み合わせである。これは、議会による大枠での法改正がないまま、いわば監督機関に過ぎない F.R.B. による規制緩和だけで実現した。金融制度改革の審議をする議会の無力感と焦燥感を強めた象徴的な出来事であった。

一、「金融制度改革法案」の立法手順

上記の状況を端的に言えば、議会と監督機関が持つ、本来の権限と実際の影響力のミスマッチである。これを現出した最も大きな要因は議会での

法案成立の難しさにある。議会は合衆国憲法により立法権を与えられており、言つまでもなく、F.R.B.などの連邦政府の機関はこの権限を超えることはできない。一方で議会は地域や業界の利害を代弁する議員の集まりであり、多方面に影響が及ぶような法案を成立させるのは容易ではない。個々の監督機関が各々の権限の範囲内で比較的自由に動けるとの対照的である。

「法案」が立法化されるには長い道のりを要する。その過程を以下簡略化すると以下の通りである。通常、同じような法案が上下両院に提出され、別々に審議される。両院はまず、それぞれ該当する委員会に法案を回し、そこで審議・修正・採決が行われる。委員会を通過した法案は両院それぞれの本会議での採決に回される。本会議で可決された法案は相互に全く違つたものになつていふことが多い、両院協議会が相違点のすりあわせ

を行ふ。統一された法案は両院の承諾を得たのちホワイトハウスに提出され、大統領が署名する。

法案は「」の時点で法となる。大統領は拒否権を行使できるが、議会は両院での各々三分の一以上の多数決により拒否権を覆すことができる。

現在の第一〇五議会に於ける金融制度改革法案の場合、以下の手順を踏む」とになる。

⑨ 立法化

また、上院各委員会の委員長、有力議員は以下 の通りである。

(1) 下院銀行委員会

マージ・ローチ委員長 (James A. Leach 共和党)

和党)

(2) 下院商業委員会

トマス・ブライアード委員長 (Tom Bliley 共和党)

和党)

(3) 上院銀行委員会

マイケル・オクスリー委員長 (Michael G. Oxley 共和党)

和党)

(4) 上院商業委員会

トマス・ダーマー委員長 (Alfonse M. D'Amato 共和党)

共和党)

- ① 法案の提出 (上院)
② 下院銀行委員会での審議・採決
③ 下院商業委員会での審議・採決
④ 下院本会議での採決
⑤ 上院銀行委員会での審議・採決
⑥ 上院本会議での採決
⑦ 両院協議会での法案のすりあわせ
⑧ ホワイトハウスへの統一法案送付・クリントン大統領の署名

下院で二つの委員会の審議を経るのは、金融制度改革法案が広く銀行・証券・保険の各分野をカバーするものによれば、すなわち、銀行委は銀行業務を管轄、商業委は証券・保険業務を管轄と、委員会の管轄権 (jurisdiction) が分かれるためである。ただし銀行委は法案の銀行業務の部分だけ検討する、ところとではなく、広く法案全体を審議する。これは商業委も然りである。(これを sequential referral といふ、法案を分割して各委員会が担当部分のみを審議する split referral とは異なる。) 両委員会を通過した法案が相互に異なる場合、下院のリーダー（現在は共和党）はいかんを下院本会議の採決にむけていかを決め、或いは両法案を組み合わせて独自法案を用意する「」ともいわれる。なお、下院よりも委員会の数が少ない上院では銀行委のみが審議する。

上院は必ずしも下院の法案通過を待つ必要はない

い。前述したように、上院が独自の法案を提出し、下院と並行して審議を進める」とは可能である。実際、上院銀行委のダマト委員長は既に独自法案を提出している。しかし同委員長は、下院法案が通過するまでは上院銀行委での審議を開始しないとしている。

また、「」のような金融関連の法案に対し大統領が拒否権を発動する」ことは比較的稀である。したがって、議会での審議動向が実質的に法案の帰趨を決めることになる。

第一〇五議会に於ける金融制度改革法案は六月に下院銀行委を僅差で通過した後、下院商業委に審議の場を移した。商業委ではオクスリー議員が独自法案を九月一六日に提出したが、これが銀行・保険両業界からの強い反発を呼び、九月一八日にいたん審議延期となつた。その後オクスリー議員が妥協案を提示、保険業界と銀行界の一部から

了承を得ている。これを受けて同議員が委員長を務める商業委金融小委員会で審議を再開、法案は三ヶ所の修正ののち一〇月一四日に可決された。商業委本委員会やわざに三ヶ所の修正が加えられ、一〇月二〇日二二二対一一の多数決で可決されている。

下院銀行委案と商業委案が出揃つた上で下院本会議での採決が期待されたが、議会は一月三日で会期終了となり、審議は来年一月からの第一〇五議会第一セッションに持ち越された。なお、下院商業委案の詳細、また同案と銀行委案との相違点については後述する。

三、昨秋の証券関連法の大改正

議会は金融制度改革法案の審議に手間取つて、お、金融サービス業関係の法改正をこれまで全限よりも相対的に強化された。いわば証券業に於ける州際業務制限の撤廃であり、意味合いは異なるが銀行業での州際規制緩和の先をいくものとなつた。

第一に、信用供与について定めた一九三四年取引所法第七・八条が大幅に書き改められると同時に、F R Bによる最低証拠金規制が撤廃された。

すなわち証券会社が資金調達・信用供与を行う際の自由度が大きく広がつたのである。証券会社が有価証券貸借取引による資金調達を行つ際、従来は取引相手が銀行・証券会社に限定されていた。しかし今回この制限が撤廃され、あらゆる取引相手からの資金調達が可能になった。また、株式担保融資などは信用供与にあたるので従来F R Bが規制・監督していたが、議会は広い範囲でF R Bの権限を排除、証券会社の信用供与の裁量を強化している。

く行わなかつたわけではない。証券業に関する法律は、昨年一〇月に証券関連法（一九三三年証券法や一九三四年取引所法など）の抜本的な改正を実現せしむ。前述した National Securities Markets Improvement Act of 1996の公布がそれである。この法改正は、「証券業界が議会で勝ち取つた、ねむかく史上最大の勝利」と評された画期的なものであった。

詳細については省略し、F R Bでは他業界や監督機関との関連で重要なと思われる一点のみ取り上げる。まず第一に、法律の名が示す通り、（州レベルではなく）国レベルでの証券市場の創出が謳われ、証券業務・商品に関する州規制の多くが無効とされた。換言すれば、従来のように国レベルと州レベルの規制の両方に配慮する必要がなくなつたのである。したがつてSECやNASDなどの国レベルの監督・自主規制機関の権限は州当局の権

なわ、F R Bは法改正を受けてリリースを発表、信用供与に関するレギュレーションTなどのF R Bの規制は現行のままでは無効であるといふ議会による法改正が自らの権限を上回るF R Bを明確に認めている。

四、銀行に対する州際業務制限の撤廃

銀行業務に関する近年の法改正で、その影響の大きさといふ点で昨秋の証券関連法改正に匹敵するは、一九九四年九月に成立した Riegle-Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act of 1994である。この法律の規定により、今年六月一日から銀行の州際業務（inter-state banking）が全面解禁となつた。

この法律の意義を理解するには、アメリカ独特

の銀行業務に関する規制の歴史を知る必要がある。「州際 (interstate)」という言葉はアメリカなど連邦制国家特有の言ひ回しで、「州境を超えた、各州にまたがった」という意味である。」の「州際」が問題になるのは、銀行の営業地域拡大に際し、従来著しく厳しい地理的制限があったからである。その背景には、出店規制を設けないと強大な銀行が台頭し、消費者の利便が損なわれるのではという危惧があった。しかし近年、出店規制が逆に消費者の利便を損ねていふとの認識が徐々に強まり、その帰結として今回の法改正となつたのである。

実は法改正以前にも、銀行の州際業務展開はかなり進んでいた。すなわち、銀行が本拠を置く州から他の州に直接出店するのは無理であったが、持株会社形態をとることにより州際業務制限をかなり回避できたのである。したがって他州への展

開を目指す銀行は一律に銀行持株会社を設立した。ちなみに現在では銀行持株会社がアメリカ銀行の主流で（例えればシティーバンクを傘下に収めるシティーコーポなど）、持株会社形態をとらない独立銀行は全米の銀行預金残高のうち僅か5%を押さえている。なお、銀行持株会社発展の背景については、以前日本証券経済研究所ニューヨーク事務所が出したレポートで詳しく紹介している。^(註4)

銀行持株会社による州際業務展開が既に一般化していだこと等により、今回の Riegle-Neal Act 施行は単に現状追認の域を出ない、むしろ現方もある。一理あるが、一方で今年六月以降に銀行間での州際を超えた大型買収が相次いだようになり、この法律が実際に銀行業界に与えた影響も大きい。今年七月から九月までの第3四半期に、銀行と貯蓄機関 (thrift) は実に 1111 億ドルもの

記録的な巨額を買収に費やしたのである。^(註5)

五、銀行監督機関による銀行業務の規制緩和

上でみた一つの法改正は、確かに大きなインパクトを与えた。反面その範囲は共に限定的であり、それぞれ証券業界・銀行業界の枠組みの中でも恩恵を与えるような、包括的な枠組み整備が遅れているのである。そうした意味では、これから述べる F.R.B と OCC による規制緩和のほうが広い範囲に影響を与えてくると言える。両者の規制緩和はいわば業界規制に関するものだからである。

まず F.R.B と OCC の監督権について説明する。アメリカの銀行は、その免許により国法銀行

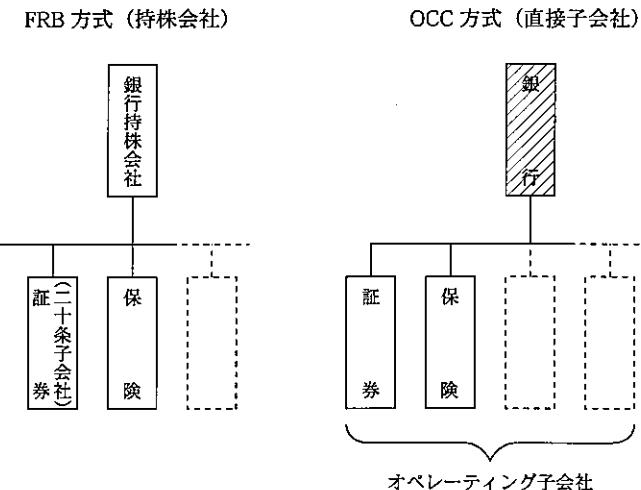
(national bank) と州法銀行 (state-chartered bank) に分かれ。前者は OCC により、後者は各州の銀行委員会によってそれぞれ銀行免許を取られ、監督を受ける。一方こうした銀行を傘下に収める銀行持株会社は F.R.B が監督する。

」の監督権の違いから、銀行の他業種参入に関する規制緩和に際して、F.R.B と OCC は全く違う道筋を示した。すなわち、F.R.B が想定する銀行による他業種参入は持株会社方式である。一方 OCC が想定するのは直接子会社方式である。つまり前者では銀行と他の子会社 (証券業務を行うセクション) が持株会社の下で並列の関係にあるのに対し、後者では銀行 (国法銀行) が頂点に立ち、他の子会社 (いわゆるオペレーティング子会社) bank operating subsidiary が運営する子会社という意味) はすべてその傘下に入る。」れを國法するとは次のようにな

アメリカにおける金融制度改革の動き

た子会社との連鎖倒産の可能性を狭めるメリットを強調している。一方でOCCは、持株会社は煩雑で面倒であり、銀行にとって負担が大きいとしている。これに対し銀行業界は、両者の争いはどうあれ、他業種参入の際の選択肢が多いほど良いということで、両者の決定を共に支持している。

OCCの想定する直接子会社方式での銀行による業務拡大はいまのところ実例はない。(但し現在二行が認可を申請中である。^(注5)) 他方、FRBの決定は直接的な効果があった。つまり、包括的な金融制度改革が滞っている限り業界を超えた合併連携はない、という「常識」を覆す契機となつたのである。例えば昨年夏に議会での金融制度改革法案の審議が頓挫した際、グラス・スティーガル法改革が遠のいたため、銀行による証券会社買収は当面ないだろいう見方が一般的であった。しかし周知の通り今年に入って銀行による証券会社



FRBは昨年末から今年初めにかけて、銀行の証券業参入に関する規制を次々に緩和した。まことにセクション110子会社が非適格証券業務(bank ineligible securities activities)から得る収入の上限を10%から15%に引き上げたほか、銀行とセクション110子会社との間のファイアウォールを緩和した。FRBは今年八月下旬にもファイアウォールのむづなる緩和を発表している。一方昨年秋にOCCは、国法銀行がオペレーティング子会社を使って銀行本体で認められない業務を行うことを柔軟に認可すると決定した。^(注6)

このように全く異なる他業種参入方式が示される中で、FRBとOCCはそれぞれ自らの方式の優位性を主張、相手を非難している。FRBは銀行の健全性確保の観点から、銀行と並列に置かれてしなくなつたのである。

五、議会に於ける最近の審議動向

こうした現状に対し議会が苛立ちを覚えていることは最初に触れた。議会では特に共和党が金融制度改革法案成立へ努力しているものの、なかなか進まない。関係する業界・監督機関の意向をすべて丸くおさめるのが困難だからである。

前述したように、第一〇五議会での金融制度改革法案は、今年の会期終了直前に辛うじて下院商業委員会を通過した。先に示した九段階の立法手

順に即して書くば、年初からほぼ一年かけてようやく三番目のステップを終えたことになる。以下、商業委を通じた法案の銀行・証券に関する部分を中心に検討し、下院銀行委案と比較したい。

(1) 下院商業委員会案の概要

下院商業委案はこれまでの法案と同様に、主として持株会社方式による銀行・証券・保険の兼業・相互参入を提示している。ただし下院銀行委案では全ての持株会社はFRBの監督下に入るとしたのに対し、商業委案ではこの権限を大幅に縮小した。これによりFRBは持株会社傘下の証券会社の監督権をSECに移譲し、またそうした証券会社の必要資本を設定する権限を失う。すなわち、証券会社が中核となる持株会社は実質的にはSECの監督を受けることになった。

第一に、銀行のオペレーティング子会社が、銀行本体で認められない業務に従事することを一切禁じている。これは、銀行が子会社方式で幅広い業務に参入できる（ただしマーチャント・バンキング、保険の引受け、不動産開発を除く）とした下院銀行委案を事実上覆し、また昨年のOCCによる前述の決定を真っ向から否定するものである。

第二に、下院銀行委案と同様、ホールセール金融機関（WFI）という、いわば新しいタイプの「銀行」の創設を認めた。すなわち、証券・保険会社が持株会社方式で銀行業務に参入する際、WFI設立を一つの選択肢としたのである。WFIは預金保険がなく、100万ドル以上の大口預金のみを取り扱う。預金の保証をしない代わりに規制を少なくし、大口顧客の要望に柔軟に対応できるようにする、という趣旨である。

また、下院銀行委案では持株会社方式による銀行業と一般事業の兼営を制限付きで認めていたが、下院商業委案では、この制限をさらに厳しくした。すなわち、銀行委案では一般事業からの収入が持株会社の総収入の一五%を超えない範囲で兼営を認めている。この条件が満たされる限りは、持株会社は新しい事業会社を買収する」とも、また既に傘下にある事業会社を保有し続けることも可能としている。いっぽう、商業委案は同じ制限のむとで既存事業会社の保有継続を認めているが、新規の事業会社買収に関しては「(総収入の)五%以下または五億ドル以下」と条件を厳しくした。さらに、銀行委案では一般事業会社が逆に銀行を買収する」とも認められていたが、商業委案は「の條項（“reverse basket”）^(注)を削除した。

貯蓄機関（thrift）免許の銀行免許への一本化

は、下院銀行委案と同じである。これは銀行業界が強く要望していたものである。背景として、一九九五年に危機に陥った貯蓄組合保険基金（Savings Association Insurance Fund）を救済するため、銀行界が多額の資金を拠出したことがあった。その見返りに銀行免許より業務規制の少ない貯蓄機関免許を廃止し、銀行免許へ一本化する」とが半ば約束されていた。ただ商業委案では貯蓄機関業界に配慮し、貯蓄機関は免許統合で「銀行」に移行しても、現在従事している業務をそのまま継続できるとした。つまり同じ銀行免許を持ちながら、貯蓄機関から移行した「銀行」のほうが、従来からの銀行よりも幅広い業務を行えるのである。

以上のように、下院商業委案は下院銀行委案に比べてかなり証券業界寄りである。証券業界は保険業界とともにこれを強力に支持、10月31日

にはメリルリンチ、モルガン・スタンレー、トラベラーズの三会長が連名で、法案の早期成立を「ウォール・ストリート・ジャーナル」紙上で訴えている。いっぽう銀行業界は当然のことながら強く反発した。特に銀行界では、直接子会社方式による他業種参入の道が閉ざされたことへの不満が大きい。さらに法案の見直しだけではなく、一部銀行からは廃案を求める声まで出ている。また貯蓄機関業界はそもそも免許廃止に反対しており、法施行後も現在と同じ業務に従事できるとしだけでは不十分、との態度をとっている。結局、前述の通り共和党のリーダーは下院本会議での年内採決を断念し、来年に持ち越すことにしたのである。

(2) 審議停滞にしらけマード?

金融制度改革法案の審議停滞は今に始まつた

ほんの申し訳程度の記事を載せただけである。これららの新聞・雑誌だけでは、審議が来年に持ち越しになつたことさえも知り得ない。九月のトライベラーズによるソロモン買収など、業界の実態動向を各紙詳細に報じているのと対照的である。取り扱いの重要度は、日本の新聞によるビッグバン報道よりもかなり低いように思われる。

議会内部での「しらけマード」も伝えられている。議会は一一月七日終了の予定だった会期を約一週間延長したが、これは金融制度改革法案を審議するためではなく、他に重要な懸案があつたからである。また下院銀行委・商業委はともに管轄権が広く、取り扱う問題が多いため、金融制度改革法案への議員の関心が徐々に薄れているようである。商業委の一部議員は法案の細目には無関心で、すぐに採決を済ませてケリをつけたい意向だつたとも語られている。

とではない。過去の議会もそつた。各業界の利害を調整できずにすぐ審議延長、となるのである。ある業界に肩入れしたため他の業界から反発を浴びる、という構図は以前と全く変わらない。「いつか来た道」であり、「またか」という「つかムード」は、昨今の報道ぶりによく表れている。

下院商業委でのオクスリー法案提出から修正・採決に至る一連の出来事は、議会動向をフォローする金融関係者には一大関心事であり、当地的マスコミのうち、「American Banker」と「Securities Regulation & Law Report」等の業界専門紙・誌は詳細に報道する。しかし、その他新聞・雑誌は極めて冷淡である。「ビジネス・ウイーク」「ニューヨーク・タイムズ」による報道がほぼ皆無のほか、「ウォール・ストリート・ジャーナル」も、法案が商業委を通過した翌日に

(3) 議会の重要性について

では、果たして議会の審議動向に無関心でいいのだろうか。重要なのは、F.R.BやO.C.Cなどの監督機関が定めた規則は議会によって覆される可能性がある、ということである。事実、前述した昨年の証券関連法改正によって信用供与・最低証拠金に関するF.R.Bの権限が広い範囲で排除された。また、国法銀行のオペレーティング子会社によるノンバンク業務を弾力的に認可するとしたO.C.Cの決定は、長続きするか疑問である。例えば下院商業委案のオペレーティング子会社に関する条項がそのまま残る形で立法化されれば、この決定は立ち消えになつてしまふからである。

監督機関による規制緩和策のすべてが覆されると言っているのではない。例えばF.R.Bの規制緩和策などは、仮に法案が成立した場合でもそのまま維持されるだろう。或いはF.R.Bの想定する道

筋に沿つてやる緩和が実現する」ともあり得る。下院銀行委員会、商業委員会とも、主に持株会社方式による各業界の相互参入を提倡しているからである。業界もこれを十分に心得ており、四月にバンカーズ・トラストがアレックス・ブラウンを買収した際にはこうした読みがあつたと思われる。OCCの想定する直接子会社方式で他業種参入をしようとする銀行がほとんど出てこないのと対照的である。議会の審議動向を無視できない所以である。

F.R.BとOCCは、一連の規制緩和策は金融制度改革が立法化により完成するまでの「空白」を埋めるものだとしている。^(注1) その通りだが、前述したように各監督機関の権限は限定されており、監督機関のみの力で業際問題をすべて解決するのは不可能である。F.R.Bによる規制緩和はいわば銀行の視点からの業際問題解決策であり、銀行業界

にのみ恩恵をあたえるものに過ぎない。OCCの決定も同様である。議会だけが、各業界に恩恵を与えるような、包括的な金融制度の枠組みを整備できるのである。

最後に今後の展望について触れたい。第一〇五議会の第一セッションが開かれる一九九八年はいわゆる「選挙の年」である。一一月の中間選挙より前に法案が成立しないと、これまでの努力はすべて水泡に帰し、翌一九九九年の次議会で一からやり直しとなる。したがって、上院での審議が全く進んでないことを考えれば、来年春先(?)までは法案が下院を通過する」とが必須とならう。

(注1) 磯谷玲「米国における金融規制緩和」「証券経済研究」第六号、一九九七年三月。証券団体協議会議「金融持株会社制度の導入と今後の課題」一九九七年三月。

(注2) 矢野和之・保坂健志「リバーブラック・レポート九七

American Banker, August 25, 1977を参照。

(注3) 現時点で(一九九七年一月)、ネーションナル・バンク事務所、一九九七年一月二一日。

(注4) Securities Regulation & Law Report, December 6, 1996.

(注5) 「米国における銀行・証券の持株会社—規制の現状、当局及び業界から見た利点等」(Schulte Roth & Zabel 法律事務所)特に依頼したレポートの全文訳」日本証券経済研究所ニューヨーク事務所、一九九五年一月二七日。なお、このレポートは、財团法人日本証券経済研究所「米国の証券制度と業界の最近の動向」平成八年一二月、に全文収録されている。

(注6) American Banker, October 3, 1997.

(注7) 日本証券経済研究所ニューヨーク事務所、一九九六年一月十九日。矢野和之「ニューヨーク・ラップシヨーF.R.B、セクションハーリー子会社の証券業務の収入制限枠を緩和」日本証券経済研究所ニューヨーク事務所、一九九六年一二月一四日。矢野和之・保坂健志「ニューヨーク・ラップシヨーF.R.B、セクションハーリー子会社の証券業務を発表」日本証券経済研究所ニューヨーク事務所、一九九七年一月一九日。磯谷、前掲書、九四一九九頁。F.R.Bによる最近のファイア・ウォール緩和の概要については、